

成田市立三里塚小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って（注1）行うものとする。

「いじめ」とは、「児童に対して本校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童（注2）が行う心理的又は物理的な影響（注3）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1） 「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

（注2） 「一定の人間関係にある他の児童」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。

（注3） 「心理的又は物理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNS などを通じて行われるものを意味する。

- ※ 外見的には、けんかのように見えることでも、その背景にある事情の調査を行い、児童等の被害性に着目して状況を確認する。
- ※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童の心情を重視して取り組む。
- ※ いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」も、いじめを助長する存在であることを認識させる。
- ※ いじめは、児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響力をもつことを十分に認識し、教職員の言動で児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。
- ※ いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童の立場に立って対応する。

2 基本理念

（1）いじめの禁止

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連

携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

(2) 方針

ア 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の背景にある事情やその被害性に着目して、理解を深める。

イ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

ウ 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服する。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称

「いじめ対策委員会」

イ 役割

いじめ防止に関する措置を実効的に行う。

ウ 組織の構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談担当教員

特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談員、関係教職員

エ 活動内容

(ア) いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)

(イ) いじめ防止に関すること。

(ウ) いじめ事案の対応に関すること。

(エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。

オ 開催回数及び開催日(緊急開催を含む)

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取組

(ア) 学校の雰囲気づくり

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。

(イ) 「わかる授業」の展開

教師一人一人が「わかる授業」を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。

- ・ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。

(ウ) 道徳教育及び体験活動の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- ・ 道徳教育の充実を教育重点施策の一つに掲げ、道徳教育推進の充実を図る。
- ・ 豊かな人間関係づくり実践プログラムを実施する。
- ・ 特色ある学校づくり事業などを通して、体験活動の充実を図る。
- ・ 命を大切にするキャンペーンや人権週間の啓発と推進に努める。

(エ) 配慮を要する児童等の措置

特に配慮が必要な児童等については、教育支援委員会においてその特性を理解し、情報を共有して学校で適切な支援を行う。

(オ) その他

子ども同士の人間関係が変化する4月をいじめ防止啓発強化月間とし、児童等がいじめ問題を主体的に考える取り組みや良好な人間関係を築く取り組みを推進し、教育相談体制の充実を図り、保護者への啓発活動等を実施していく。

イ いじめ防止等の啓発活動

児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。

- ・ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について啓発するとともに、相談窓口の周知を図る。

ウ 職務別の対応

(ア) 学級担任等

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

(イ) 養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(ウ) 生徒指導主任

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を

図る。

- ・ 日頃から関係機関等との連携を図り、情報共有に努める。

(エ) 管理職

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

学期に1回、アンケートを行い、それをもとに教育相談を行う。

イ 相談体制と相談窓口

児童及び保護者が、いじめに関する相談ができるよう、相談窓口を設置するとともに、教育相談員を活用する。また、必要に応じて関係機関と連携を図る。

ウ SOSの出し方教育

年度初め（4月）に、各学級においてSOSの出し方教育を実施し、児童が相談しやすい環境づくりを行う。

エ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質向上に努める。
また、道徳教育及び教育相談に関する研修会を実施し、道徳教育の充実や教育相談の力量を高める。

オ インターネットを通じて行われるいじめ対策

児童及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、指導や必要な啓発活動等を行う。

カ 児童同士のけんかについても、児童の感じる被害性に着目して状況の確認を早い段階で行う。

(ア) 学級担任等

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談、また、必要に応じて家庭訪問を行い、教育相談を行う。

(イ) 養護教諭

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

(ウ) 生徒指導主任

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室や教育相談員等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の

異常の有無を確認する。

(エ) 管理職

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

ア 「いじめを認知した教職員→学級担任（学年主任）→生徒指導主任→教頭→校長」というルートで速やかに報告する。ただし、緊急時には臨機応変に対応する。

イ 「いじめ対策委員会」の招集

- (ア) いじめを受けた児童及び保護者、いじめを行った児童及び保護者への対応を検討する。
- (イ) 対応する教職員の役割分担を行う。

(2) 事実確認と報告

ア 情報収集

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- (イ) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (エ) 他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に配慮する。
- (オ) いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- (カ) 教職員、児童、保護者、地域住民等多面的にいじめの情報を集める。
- (キ) 得られた情報は、確実に記録に残す。
- (ク) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

イ 報告

第一報として、いじめの兆候があれば、管理職へ報告し、次に集めた情報を報告連絡体制に基づいて報告する。

ウ 指導・支援体制の組織

- (ア) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- (イ) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- (ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (エ) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) いじめを受けた児童及び保護者への対応

ア いじめを受けた児童

いじめを受けた児童の心のケアを最優先に考え、いじめを受けた児童が安心して学校に通えるようにする。

- (ア) いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- (イ) 担任を中心に、いじめられた児童が話しやすい教職員が対応する。
- (ウ) 学校は、いじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- (エ) いじめられた児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- (オ) いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- (カ) 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- (キ) 自己有用感が回復できるよう、友達との関係づくりや活躍の場を設定する等の支援を行う。

イ いじめを受けた児童の保護者

- (ア) 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- (イ) 学校として、徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- (ウ) 対応経過を詳しく伝えるとともに、保護者から児童の様子等について情報提供を受ける。

(4) いじめを行った児童及び保護者への対応

ア いじめを行った児童

いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対して毅然とした態度で指導する。また、複数の教職員で対応し、記録を保存する。

- (ア) 被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- (イ) 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくべきなのかを反省させる。
- (ウ) いじめは決して許されない行為であることをわからせ、責任転嫁は許さない姿勢で対応する。
- (エ) 面談や交換ノート等を通して、教職員との交流を続けながら、成長を確認していく。
- (オ) 授業や学級活動等を通して互いのよさを認め、プラスの行動に向かわせる。
- (カ) 出席停止については、問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援のあり方について十分検討してから実施する。

イ いじめを行った児童の保護者

- (ア) 事情聴取後、速やかに家庭訪問等を行い、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をするとともに、相手の児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- (イ) 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解と家庭への協力を求める。
- (ウ) 学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- (エ) 出席停止とする場合は、保護者に十分説明を行い、理解と協力を求めてから実施する。

(5) 傍観者への指導

見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。

ア いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な

行為であることを伝える。

イ いじめを受けている被害者にとって傍観者の態度はどのように思われているかについて考えさせる。

ウ 傍観者とならないために、これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

エ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを行い、被害者や加害者を生まないために、必要なことを考えさせる。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

重大事態に対処し、更に当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに「いじめ対策委員会」を招集するとともに、教育委員会へ報告する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

聴き取り調査、質問紙調査及びその他の適切な方法により、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。調査結果は、直ちに教育委員会へ報告する。

ウ 保護者等への情報提供

いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する。

情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮した上で適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携して対処に当たる。また、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときも、警察等に適切な援助を求める。

イ 再発防止

調査結果を分析し、それに基づいた対応を行い、再発防止に努める。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

ホームページで、学校いじめ防止基本方針を公表する。

(2) 学校評価等

学校評価の中に、学校いじめ防止基本方針等いじめに関する項目を入れ、点検及び評価を行う。

(3) 基本方針の見直し

学校評価等に基づき、いじめ対策委員会において、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

平成26年	2月26日改訂
平成29年	4月28日改訂
平成31年	3月15日改訂
令和 3年	4月 9日改訂
令和 5年	1月27日改定
令和 6年	4月 8日改定

8 対応フローチャート

